

身延町地域情報通信施設整備運営事業

募集要項

平成 20 年 3 月

身延町

目 次

I.	募集要項の定義	1
II.	事業の概要等	2
1.	事業の概要	2
(1)	事業名称	2
(2)	公共施設等の管理者等の名称	2
(3)	事業目的	2
(4)	事業概要	3
(5)	選定事業者の収入及び費用に関する事項	5
(6)	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	7
(7)	事業に必要とされる根拠法令等	8
III.	応募に関する条件等	9
1.	応募者の備えるべき参加資格要件	9
(1)	応募者の構成等	9
(2)	代表者及び構成員の参加資格要件	9
(3)	応募者の制限	9
2.	留意事項	10
(1)	募集要項等の承諾	10
(2)	費用負担	10
(3)	提出書類の取扱い・著作権	10
(4)	町からの提示資料の取扱い	11
(5)	応募者の複数提案の禁止	11
(6)	提出書類の変更禁止	11
(7)	使用言語及び単位、時刻	11
(8)	参加資格確認基準日	11
IV.	応募手続等	12
1.	選定のスケジュール	12
2.	応募手続	12
(1)	応募手続き	12
(2)	連絡先及び提出先	14
3.	応募にあたっての留意事項	15
(1)	公正な応募の確保	15
(2)	募集要項等の承諾	15
(3)	費用の負担	15

(4) 応募者の複数提案の禁止.....	15
(5) 提案書の変更禁止.....	15
(6) 町が提供する資料の取り扱い.....	15
(7) 提案書提出の辞退.....	15
V. 審査及び選定に関する事項.....	16
1 . 事業者の選定の方式.....	16
2 . 審査委員会.....	16
3 . 審査及び選定.....	16
4 . 優先交渉権者の決定.....	16
5 . 事業者を選定しない場合.....	16
6 . 審査委員会事務局.....	16
VI. 事業契約に関する事項について.....	17
1 . 契約の手続きに関する事項.....	17
(1) 契約手続.....	17
(2) 特別目的会社 (S P C) の設立.....	17
2 . 選定事業者の権利義務に関する制限.....	18
(1) 選定事業者の事業契約上の地位.....	18
(2) S P C の株式の譲渡・担保提供等.....	18
(3) 債権の譲渡.....	18
(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供.....	18
3 . 町と選定事業者の責任分担.....	18
(1) 基本的考え方.....	18
(2) 予想されるリスクと責任分担.....	18
4 . 契約保証金.....	19
(1) 契約保証金.....	19
(2) 契約保証金を納付する場合.....	19
(3) 契約保証金の納付に代える場合.....	19
(4) 契約保証金を免除する場合.....	19
5 . 保険.....	20
(1) 建設期間.....	20
(2) 維持管理、運営期間.....	20
6 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	20
(2) その他の支援に関する事項.....	20
VII. 事業実施に関する事項.....	21
1 . 業務の遂行.....	21

2 . 事業期間中の選定事業者と町との関わり	21
3 . 町による事業実施状況の確認.....	21
(1) 本事業の実施状況の確認.....	21
(2) 維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置.....	22
(3) 財務書類の提出	22
(4) モニタリングの費用の負担.....	22
VIII . 書類・作成要領.....	23
1 . 提出書類.....	23
(1) 参加資格確認申請時の提出書類.....	23
(2) 応募時の提出書類.....	23
(3) 応募辞退時の提出書類.....	23
2 . 作成要領.....	24
IX . その他.....	25
別紙 1 募集要項等に関する質問書	26
別紙 2 リスク分担表	27
別紙 3 サービス対価の支払いについて	29
別紙 4 モニタリングおよびサービス対価の減額について.....	34
別添資料 1 . 設計・建設業務要求水準書	
別添資料 2 . 維持管理・運営業務要求水準書	
別添資料 3 . 優先交渉権者選定基準	
別添資料 4 . 事業契約書（案）	
別添資料 5 . 基本協定書（案）	
別添資料 6 . 様式集	

1. 募集要項の定義

この募集要項は（以下「本件募集要項」という。）は、身延町が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した「身延町地域情報通信施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に配付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成 19 年 6 月に公表した実施方針等（添付資料、別添資料を含む）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に対する質問回答書（平成 19 年 7 月公表）及び意見招請を反映し、若干、変更した点があるので、応募者は本件募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な提出書類を提出することとする。

また、別添資料の「設計・建設業務要求水準書」「維持管理・運営業務要求水準書」「優先交渉権者選定基準」「身延町地域情報通信施設整備運営事業に関する契約書（案）」（以下「契約書（案）」という。）「身延町地域情報通信施設整備運営事業に関する基本協定書（案）」（以下「協定書（案）」という。）「様式集」は、本件募集要項と一体のものとする。なお、本件募集要項と実施方針等及び実施方針等に関する質問回答書に相違がある場合は、本件募集要項の規定が優先するものとする。本件募集要項に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答書によることとする。

II. 事業の概要等

1. 事業の概要

(1) 事業名称

身延町地域情報通信施設整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

身延町長 依田 光弥

(3) 事業目的

身延町(以下「町」という。)では、下部地区にCATVを中核とした町営の農村情報連絡施設である下部コミュニケーションテレビ(以下「SCT」という。)が平成4年に構築され町により直接運営を行っている。しかし、現在の施設は構築後15年以上が経過し、伝送路その他の機器類が老朽化している。とりわけ、2011年に完全移行される地上デジタル放送に対応できない施設であり、現在使用している伝送路機器類の生産中止などを勘案すると、全面的に施設を再構築する必要がある。また、下部地区は大半が県内地上デジタル波を受信できない地域であり、デジタル対応できる確実なCATVの整備が求められている。さらに、光ファイバーによる地域公共ネットワークの整備やブロードバンド環境の整備などを行う必要がある。

このため、町では下部地区における既存SCTの伝送路及び機器類を選定事業者に譲渡し、施設を再構築し、CATV再送信、音声告知放送システムによる行政情報の継続、地域公共ネットワークの整備やブロードバンド環境の整備を行うこととした。身延町地域情報通信施設の整備に当たっては、PFI手法を導入し、民間の資金、経営能力及び技術能力活用による事業期間を通じたライフサイクルコストの削減、性能発注によるコスト縮減等、財政資金の効率的な活用を図ることを目指す。

(4) 事業概要

1) 事業の範囲

下部地区を対象とする以下の業務。

施設の設計及び建設業務

ア．次の施設の設計・建設等（完成後の不要伝送路の撤去を含む）

- ・全世帯への伝送路施設（FTTH もしくは HFC（FTTC））
- ・地域公共ネットワーク（公共施設間光ファイバー引き込み：メディアコンバータまで）
- ・音声告知器
- ・サブセンター施設（下部地区内）
- ・民間CATV施設からの伝送路構築
- ・完成後の不要伝送路及び東京波受信点の撤去

イ．事前調査

ウ．各種申請

維持管理業務

ア．設備保守

イ．障害対応

運營業務

ア．運営サービス提供

- ・音声告知放送（放送自体は町の職員が行なう）
- ・地域公共ネットワーク
- ・基本チャンネルの再送信
- ・衛星放送等の多チャンネルサービス
- ・インターネットサービス
- ・選定事業者が提案するその他サービス

イ．営業

ウ．顧客管理

エ．苦情処理

オ．使用料の徴収

移行期間中の既存施設に係る維持管理業務及び運営業務

選定事業者による新サービスが開始されるまでの間、SCTに加入する町民が既存サービスを引き続き享受できるようにするため、移行期間中は以下の業務も行うこと。

* 移行期間：町より業務継承を受けた日（平成 21 年 4 月 1 日を予定している。）～
供用開始（平成 22 年 10 月 1 日を予定している。）まで

ア．既存施設の維持管理業務

イ．既存施設の運営業務

その他

ア．既存SCT施設の譲受（町は既存SCT施設や機器を選定事業者に譲渡する）

イ．事業期間中、事業者所有施設の町への無償による貸与

2) 事業期間

事業期間は、事業契約締結の日から、平成 32 年 9 月までの期間とする。

設計・建設期間：事業契約締結日の翌日（平成 20 年 12 月を予定）～平成 22 年 9 月

維持管理及び運営期間：平成 22 年 10 月～平成 32 年 9 月（*）

（*）

- ・工事を終了した世帯から新たなサービスを提供し、維持管理及び運営業務を開始する。平成 22 年 10 月 1 日には全世帯がサービスを楽しむようにする。
- ・不要伝送路を撤去する場合は、遅くとも平成 23 年 9 月までには完了させるものとする。
- ・町は事業期間終了後も引き続き本事業を継続することを希望しており、事業継続について、事業期間が終了する 3 年前に、町と選定事業者は、協議を始めるものとする。

3) 事業方式

本事業は、BOO 方式（事業者が当該施設の設計、建設、維持管理、運営を行い、事業終了後も所有権を有する）により実施する。

(5) 選定事業者の収入及び費用に関する事項

事業及び収入を以下の通り定めることとする。

1) 事業の区分

区分	事業内容	事業者の収入
事業 A	・音声告知放送、地域公共ネットワークを提供するために必要となる 施設の設計・建設、完成した施設・設備の維持管理、 運営業務。 ・完成後に不要となった伝送路の撤去。	町が支払うサービス対価
事業 B	・基本チャンネルの再送信、衛星放送等の多チャンネルサービス、インターネットサービス等を提供するために必要となる 施設の設計・建設、完成した施設・設備の維持管理、 運営業務。 ・移行期間中の既存施設に係る維持管理業務及び運営業務	加入者からの使用料

2) 選定事業者の収入及び費用

町が支払うサービス料

事業 A に対する対価として事業契約書に定める額を支払う。

加入者からの使用料収入

加入者からの使用料収入は、直接選定事業者の収入となる。これをもって選定事業者は、事業 B の費用を回収するものとする。

事業期間中の使用料は以下のとおりとする。なお移行期間中に発生する維持管理・運営費は選定事業者の負担とする。

	期間	使用料（消費税込）
移行期間	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 9 月 30 日	現行の町の使用料（1,050 円）
供用開始～#	平成 22 年 10 月 1 日～ 平成 32 年 9 月 30 日	選定事業者の提案額 *ただし、基本チャンネルの再送信及び コミュニティチャンネルは 3,150 円以下 （税込）で提案すること

選定業者が最大限の努力をしたにも係わらず、有線テレビジョン放送法の国の許可が遅れたり、電柱の共架申請・許可が地権者の反対などで遅れた場合、供用開始が平成 22 年 10 月 1 日以降にずれ込んだ場合は町との協議を行う。

加入金

加入金は、供用開始以後に加入するものにかかるCATVに加入するための費用とする。引込工事費は加入金に含まない。料金は事業者の提案とするが、県内の同種事業の料金水準を勘案して設定すること。

引込工事費

引込工事の範囲は、もよりの分配器からV-ONUまたは保安器までとし、供用開始以後に加入するものにかかる工事費用とする。

料金は実費を原則とするが、県内の同種事業の料金水準を勘案して設定すること。

3) 使用料の内訳

各サービスに対する使用料は下表のとおりである。

事業期間中における使用料の値上げは原則認めない。

サービス		使用料
事業 A	音声告知放送	契約書に定めるサービス対価を町が支払う。
	地域公共ネットワーク	
事業 B	基本チャンネルの再送信及びコミュニティチャンネル	3,150円以下(税込) *ただし、2台目以上のTVに係る追加料金は、県内の同種事業の料金水準および実態を勘案して設定すること。
	衛星放送等の多チャンネルサービス	選定事業者の提案額 *使用料は、事業者の提案とするが、県内の同種事業の料金水準を勘案して設定すること。
	インターネットサービス	
	選定事業者が提案するその他サービス	

(6) 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1) 施設及びサービスに関する事項

CATV対象エリア	身延町下部地区(旧下部町全域)
CATV整備方式	770MHz以上(双方向) FTTH方式もしくはHFC(FTTC)方式
放送チャンネル	NHK総合、NHK教育、山梨放送、テレビ山梨、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京
自主放送	・選定事業者の提案でコミュニティチャンネル等を放送すること。その内容については町と協議すること。 ・行政チャンネルはなし。町はチャンネルをもたない。
衛星放送等の多チャンネルサービス	あり(10チャンネル以上)
インターネットサービス	あり(通信速度はベストエフォート方式にて20Mbps以上)
地域公共ネットワーク	公共施設間の光ファイバーネットワーク
その他サービス	音声告知放送、FM放送、選定事業者が提案するその他サービス

*サブセンター施設については、町が設置場所(土地)を無償貸与する。場所は、身延町役場下部支所地内(広さ5m×8m程度)

*放送チャンネルについては、放送局からの再送信同意が得られず、これが選定事業者のみならず、他のCATV事業者にも一切再送信を認めない方針の場合は、この限りではない。

2) 土地に関する事項

建設及び維持管理運営に必要な範囲の土地は、以下のものを除いて、原則として選定事業者は無償で使用することができる。

- ・現在町が所有する自立柱が設置されている土地

なお、町から事業者に譲渡される自立柱に関しては、事業者への譲渡前に、町が土地所有者への説明を実施し、承諾を得るものとする。

(7) 事業に必要とされる根拠法令等

P F I 法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- ・ 有線テレビジョン放送法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 建築基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 環境基本法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 消防法
- ・ 地方自治法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ISO14001 (環境マネジメントシステム国際標準規格)
- ・ 環境物品等の調達の推進に関する法律 (グリーン購入法)
- ・ その他関連法令、条例、関係指針等

III. 応募に関する条件等

1. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

1) 応募者について

応募者とは、単独企業あるいは複数の企業からなるグループとする。

単独企業で応募する場合は、その企業が代表者となり、当該企業から直接業務を受託する協力企業を定める。

グループで応募する場合は、契約の相手方である選定当事者として特別目的会社（SPC）を設立するものとし、構成員および協力企業を定め（構成員のみでもよい）かつ代表者を定める。

2) 構成員と協力企業について（SPC を設立する場合）

構成員とは、応募者を構成する企業のうち SPC に出資する者をいう。

協力企業とは、応募者の構成員以外の者で、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。

応募者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。

応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

(2) 代表者及び構成員の参加資格要件

代表者は以下の ~ の要件を満たすこと。また（代表者でない）構成員は、以下の要件を満たすこと。

有線テレビジョン放送免許を取得している者。

改正電気通信事業法の届出をしている者。

CATV 事業の運用実績があること。

本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者。

(3) 応募者の制限

以下に該当する者は、応募者になれないものとする。

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。

参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、町より指名停止措置を受けている者。ただし、協力企業に関しては、町との協議とし、この限りではない。

会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更正手続き開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始の申立その他類似の倒産手続きの開始をしている者。

最近 1 年間の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

本事業の業務に関わっている者又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。本事業の業務に関わっている者とは、町が本事業についてアドバイザー業務を委託した財団法人日本経済研究所、及び財団法人日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある次の事業者。

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所（法務アドバイザー）

・財団法人 AVCC（高度映像情報センター）（技術アドバイザー）

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。また、本事業について事業者が選定される前に当該審査委員会の委員と接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

2. 留意事項

（1）募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、募集要項とこれに付随する各資料（本件募集要項の他に「設計・建設業務要求水準書」「維持管理・運営業務要求水準書」「優先交渉権者選定基準」「事業契約書（案）」「基本協定書（案）」「様式集」を含む）の記載内容を承諾したものとす。

（2）費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

（3）提出書類の取扱い・著作権

1）著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において、公表及びその他町が必要と認める時には、町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しない。なお、本提案書は返却しない。

2）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持

管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(4) 町からの提示資料の取扱い

町が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書の提出期限日(平成20年4月11日)とする。

IV. 応募手続等

1. 選定のスケジュール

次の日程で優先交渉権者の選定を行う。

日 程	項 目
平成 20 年 3 月 10 日 (月)	募集要項等の公表
平成 20 年 3 月 10 日 (月) ~ 3 月 21 日 (金)	募集要項等に関する質問受付
平成 20 年 4 月 4 日 (金)	募集要項等に関する質問回答の公表
平成 20 年 4 月 7 日 (月) ~ 4 月 11 日 (金)	参加表明書、参加資格確認申請書の受付
平成 20 年 4 月 21 日 (月)	参加資格確認通知書の発送
平成 20 年 4 月 21 日 (月) ~ 4 月 25 日 (金)	参加資格なしとされた場合の理由の説明受付
平成 20 年 6 月 20 日 (金)	提案書等の提出
平成 20 年 8 月 (予定)	優先交渉権者の選定・公表
平成 20 年 9 月 (予定)	基本協定の締結
平成 20 年 12 月 (予定)	事業契約

2. 応募手続

応募に関する手続き等は以下のとおりである。なお平日とは月～金曜日で、土、日曜日及び祝祭日は含まない。

(1) 応募手続き

1) 募集要項等の公表 (*)

* : 「1. 選定のスケジュール」表中番号。以下*は同様

募集要項等の閲覧

町ホームページの他、以下の期間及び場所にて閲覧できる。

期間	平成 20 年 3 月 10 日 (月) ~ 3 月 21 日 (金) 土日祝祭日を除く、9 時 ~ 12 時、及び 13 時 ~ 17 時の間
場所	身延町役場総務課

2) 募集要項等に関する質問受付 (*) 及び質問回答の公表 (*)

募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

期間	平成 20 年 3 月 10 日（月）～3 月 21 日（金）
提出先	身延町 総務課 広聴広報担当
提出方法	質問・意見の内容を様式 1 に簡潔に記入の上、電子メールでのファイルの添付もしくは、フロッピー等電子媒体の郵送（印刷物も添付）にて下記（ 2 ）連絡先及び提出先まで提出のこと（ファイル形式は Microsoft Excel ）。 * 電子メールでの提出後は、送信確認の電話を入れること。
提出者	本事業に関心のある法人であること

募集要項等に関する質問回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

期間	平成 20 年 4 月 4 日（金）～
場所	町のホームページ

3) 参加表明書、参加資格確認申請書の受付（ * ）

応募者は次の要領により参加資格についてあらかじめ町に申請し、確認を受けることを要する。

期間	平成 20 年 4 月 7 日（月）～4 月 11 日（金）
提出先	身延町 総務課 広聴広報担当
提出方法	書類は持参すること。郵便及び FAX による提出は認めない。

4) 参加資格確認通知書の発送（ * ）

参加資格の確認通知は、参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成 20 年 4 月 21 日（月）に発送する（グループの場合は、グループの代表者に発送）。

5) 参加資格なしとされた場合の理由の説明受付（ * ）

参加する資格がないとされた者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

期間	平成 20 年 4 月 21 日（月）～4 月 25 日（金）
提出先	身延町 総務課 広聴広報担当
提出方法	説明要求の書面（様式自由）を持参すること。郵便、FAX、電子メールは不可とする。
回答	平成 20 年 5 月 9 日（金）までに行う

6) 提案書等の提出（ * ）

参加資格確認通知書を送付された応募者は、次により提案書等を提出する。なお、提案書等の作成については、「 . 提出書類・作成要領」に従う。

「提案書等の持参提出

提出日時	平成 20 年 6 月 20 日(金) 午後 1 時半まで
提出先	身延町 総務課 広聴広報担当

提案書等の郵送提出

提出日時	平成 20 年 6 月 19 日(木) 午後 5 時 必着
提出先	身延町 総務課 広聴広報担当
提出方法	表に「身延町地域情報通信施設整備運営事業にかかる提案書等在中」と朱書して郵送(配達証明付)すること。

7) 優先交渉権者の決定方法等

町は、審査委員会での審査を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

8) 優先交渉権者の選定・公表(*)

優先交渉権者の選定を行った場合には、その結果を速やかに身延町ホームページにて公表する。また優先交渉権者(グループの場合は、グループの代表者)に連絡する。

(2) 連絡先及び提出先

身延町 総務課 広聴広報担当 住所：〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 電話：0556-42-4800 FAX： 0556-42-2127 メールアドレス：sct@town.minobu.lg.jp ホームページ : http://www.town.minobu.lg.jp/

3. 応募にあたっての留意事項

(1) 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意することとする。

(2) 募集要項等の承諾

応募者は参加表明書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとす。

(3) 費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とする。

(4) 応募者の複数提案の禁止

一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(5) 提案書の変更禁止

提案書の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りではない。

(6) 町が提供する資料の取り扱い

町が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 提案書提出の辞退

参加を表明した応募者が提案書の提出を辞退する場合は、提案辞退届を提出する。

V. 審査及び選定に関する事項

1. 優先交渉権者の選定の方式

事業者の募集及び選定の方法は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募プロポーザル方式を採用することとする。

2. 審査委員会

優先交渉権者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者、町職員等で構成される審査会を設置する。なお、審査委員は以下のとおり。

氏名	役職等
伊藤 洋	山梨大学名誉教授
八代一浩	山梨県立大学 国際政策学部 国際コミュニケーション学科 准教授
小松 正	前下部コミュニケーションテレビ番組審議会会長 前下部地区地域審議会委員
野中邑浩	身延町副町長
佐野雅仁	身延町財政課長

3. 審査及び選定

審査は、あらかじめ設定した優先交渉権者選定基準に従って、価格及びその他の要素を総合的に評価し、審査委員会において最も優秀な提案を選定する。

なお、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施し、具体的な内容は「優先交渉権者選定基準」による。

4. 優先交渉権者の決定

町は、審査委員会により選定された最優秀提案を基に、優先交渉権者を決定する。

5. 事業者を選定しない場合

優先交渉権者の募集、評価及び優先交渉権者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

6. 審査委員会事務局

身延町 総務課 広聴広報担当

VI. 事業契約に関する事項について

1. 契約の手続きに関する事項

(1) 契約手続

優先交渉権者と町は、事業に関する基本協定を締結する。

優先交渉権者がSPCを設立した場合は、町は上記優先交渉権者の代わりにSPCを選定事業者として事業契約を締結する。

優先交渉権者がSPCを設立しない場合は、町は事業契約に関する協議を行い、優先交渉権者を選定事業者として事業契約を締結する。

(2) 特別目的会社（SPC）の設立

優先交渉権者は、事業契約の締結前までに、会社法(平成17年7月26日法律第86号)に定める株式会社として、本事業の実施を目的とする特別目的会社（SPC）を設立することができる。

なお、その場合、応募者の構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。また、応募者中、その代表企業の出資比率は構成員中最大とする。

(3) 指定管理者の指定

町は、事業契約に係る議決を受けた後、選定事業者の提案を踏まえ、平成20年12月に身延町農村情報連絡施設条例を改正し、指定管理者の指定を行なう予定である。なお、平成22年6月に施設の設置に関する条例を制定し、再度、指定管理者の指定を行う予定である。

そのため、指定管理者として指定された選定事業者は、加入者との間において、条例で定めた内容について管理運営を行うものとする。

2. 選定事業者の権利義務に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位

町の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

(2) S P Cの株式の譲渡・担保提供等

選定事業者としてS P Cを設立した場合、その出資者は、事業契約が終了するまで S P Cの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者は町の承諾なしに債権を譲渡することはできない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者は町に対して有する債権に対し、町の承諾なしに質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。

3. 町と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設、維持管理、運営の責任は、(選定事業者が担う業務の範囲において)原則として選定事業者が負うものとする。但し、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

町と選定事業者の責任分担は、別紙 2「リスク分担表」及び別添資料 4「事業契約書(案)」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。

4. 契約保証金

(1) 契約保証金

契約の履行を確保するため、次のいずれかの保証を行うこと。

(2) 契約保証金を納付する場合

契約保証金の納付

(3) 契約保証金の納付に代える場合

国債

地方債

元金の返済及び利息の支払について政府の保証のある債券

銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、保証をし、又は裏書をした手形

契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証

(4) 契約保証金を免除する場合

履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、事業 A 及び事業 B に係る設計・建設費の総額の 10 分の 1 以上、維持管理・運営費相当額の 1 年間に相当する金額の 10 分の 1 以上とする。

5 . 保険

選定事業者（選定事業者が SPC である場合には SPC と業務委託契約を締結する業務担当企業を含む）は、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

（ 1 ）建設期間

選定事業者が行なう建設業務に関して、少なくとも次の保険を付保することとし、その保険期間は工事着工から工事完了までとする。その他の保険については、事業者の提案とする。

- ・第三者賠償責任保険

なお、保険の詳細については、身延町地域情報通信施設整備運営事業に関する契約書(案)別紙 2 を参照のこと。

（ 2 ）維持管理、運営期間

- ・特になし。選定事業者の提案とする。

6 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

（ 1 ）法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、町と選定事業者で協議を行う。

（ 2 ）その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力を行う。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町と選定事業者で協議を行う。

VII. 事業実施に関する事項

1. 業務の遂行

本件募集要項に示す業務を遂行すること。

2. 事業期間中の選定事業者と町との関わり

- ・本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、町は本件募集要項に示された方法により、事業実施状況の確認を行う。
- ・原則として町は選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接連絡調整を行う場合がある。
- ・事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、町と選定事業者は誠意を持って協議する。
- ・利用者への対応については、選定事業者が誠意を持って対応すると同時に、必要に応じて、町は極力選定事業者に協力する。

3. 町による事業実施状況の確認

町は、選定事業者が定められた業務を確実に実施しているか確認し、業務要求水準が保たれているか監視する。

(1) 本事業の実施状況の確認

1) 実施設計時

選定事業者は基本設計書をもとに、町と十分な協議の上、実施設計書及び工事見積書を作成する。町はこの実施設計書及び工事見積書を確認する。

2) 建築確認申請時

選定事業者は、工事着手前に建築基準法に基づく建築確認の書類作成及び有線テレビジョン放送法に基づく書類作成を行い、確認の申請を行う。町は、確認済み書の交付を受けたことを確認する。

3) 工事施工時

選定事業者は、自ら工事監理者を設置し、工事監理を行う。町は、定期的に工事施工、工事監理の状況の確認を行う。また、町は必要に応じ、選定事業者に工事施工の事前説明及び事後報告を要請し、工事現場での施工状況を確認する。

4) 工事完成時

選定事業者は、業務完了届を提出する。町は、現場で履行検査を行う。

選定事業者は、完了検査の書類作成を行い、完了検査を受ける。町は、検査済み書の交付を受けたことを確認する。

5) 施設供用開始後

町は、施設供用開始後、定期的に維持管理・運営業務のモニタリングを行う。

(2) 維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置

モニタリングの結果、選定事業者の業務水準が「維持管理・運営業務要求水準書」に定められた水準を満たしていない場合は、町は是正勧告、サービス対価の減額等を行う。

(3) 財務書類の提出

選定事業者がSPCである場合、選定事業者は、毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に、当該事業年度の財務書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類）を自己の費用で作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、町に提出する。

選定事業者がSPCを設置しない場合、本事業の会計を自ら営む他事業の会計から分離して会計帳簿及び計算書類を作成し、毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に、本事業に関し、当該事業年度の財務書類（会計法第435条第2項に規程する計算書類）を自己の費用で作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、町に提出する。

町は、選定事業者の提出した上記財務書類を公開できるものとする。

(4) モニタリングの費用の負担

上記モニタリングに要する費用は、選定事業者の負担とする。ただし、町が独自に行う場合は町の負担とする。

VIII. 提出書類・作成要領

1. 提出書類

町は、参加表明書提出者に対して、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

(1) 参加資格確認申請時の提出書類

次の～について各1部を一括して提出すること。

資格審査に関する提出書類（表紙）	（様式 参1）
参加表明書	（様式 参2）
構成員及び協力企業一覧	（様式 参3）
参加資格確認申請書	（様式 参4）
免許・届出確認書（有線テレビジョン放送免許・改正電気通信事業法届出）	（様式 参5）
CATV 事業運営実績	（様式 参6）
財務諸表関連	（様式 参7）
委任状（グループで参加する場合のみ）	（様式 参8）

(2) 応募時の提出書類

次の～について、各15部ずつ提出すること。

提案提出書	（様式 提1）
設計・建設業務提案書	（様式 提2）
維持管理・運営業務提案書	（様式 提3）
事業計画に関する提案書	（様式 提4）
提案設計図面集	（様式 提5）

(3) 応募辞退時の提出書類

参加資格の確認を受けた応募者が応募辞退する場合は、応募辞退届を各3部提出すること。

応募辞退届	（様式 辞1）
-------	---------

2. 作成要領

提出書類は、下記の規定および様式集に記載された作成要領に従い記載すること。

各書類の所定の欄に、町より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。

住所、会社名、氏名等の表示は付さない。(規定のある場合を除く)

フロッピーディスク等電子媒体の提出を求めている様式に関しては、指示に従ったファイル形式(Microsoft Excel・word)にて提出する。は計算式及び他のシートとのリンク(関係式)があるファイルは関係性がわかるようそのまま提出すること。

提出する提案書類は、提案設計図面以外の提案書類については、各提案書毎に表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出する。指示によりA3版を用いる場合は、折り込みA4サイズとすること。

提案設計図面については、表紙を付け普通紙A3版横長左綴じクリップ止め(取り外しが可能なもの)にて提出する。図面は、JISの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

特に指示のない場合は、枚数に制限は設けない。

その他、提出要領については、様式集に記載されている内容に従うこと。

各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は様式中に指示した単位とし、金利以外で小数点以下の表記はしないこと。

各様式で枚数が複数に及ぶ場合は「(1/3)」のように右肩に番号を振ること。

提案内容に不明な点がある場合は、町が提案者に対して問い合わせ、確認を行うことがある。

IX. その他

- ・ 本件募集要項に定めることその他、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

別紙 1 募集要項等に関する質問書

平成20年 月 日

募集要項等に関する質問書

「身延町地域情報通信施設整備運営事業 募集要項」及び関連資料について、質問事項がありますので、提出します。

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	

No	資料番号 (注1)	資料名	頁	大項目 (注2)	中項目 (注2)	小項目 (注2)	項目	質問
1	1	例) 募集要項	2		1	4	1)	
2								

(備考) 1. 数字を記載する場合には、半角数字を記入して下さい。
2. 質問は、本様式に応じて行数、又は枚数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入してください。

(注1)

< 資料番号 >

- ・募集要項……………1
- ・設計・建設業務要求水準書……2
- ・維持管理・運営業務要求水準書 ……3
- ・優先交渉権者選定基準……4
- ・契約書(案)……5
- ・基本協定書(案)……6
- ・様式集……7

(注2) < 大・中・小項目の説明 >

別紙 2 リスク分担表

本PFI事業の対象業務について、下記表に沿ってリスクの分担を行う。

【凡例】負担者、主分担、従分担

リスクの種類	No.	リスク内容	分担者			
			町	選定事業者		
共通						
募集要項リスク	1	募集要項等本事業に係り公表した資料の誤り、応募手続の誤り、内容の変更に関するもの				
応募リスク	2	応募費用に関するもの				
契約リスク	3	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きの遅延に関するもの				
制度関連リスク	政治・行政リスク	4	PFIに関する政策変更がおこなわれた場合の町及び選定事業者が本件事業の準備に関して支出した費用負担			
		法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更に関するもの(PFI事業に直接又は典型的に変更を及ぼすもの)		
	6		法制度・許認可の新設・変更に関するもの(上記以外)			
	許認可リスク	7	町が取得すべき許認可に関するもの			
		8	選定事業者が取得すべき許認可に関するもの			
	税制度リスク	9	当該PFI事業に特定のな税制の新設・変更に関するもの			
		10	上記以外の変更・新設に関するもの			
		11	消費税の変更に係るもの(事業A)			
		12	消費税の変更に係るもの(事業B)			
	社会リスク	住民対応リスク	13	事業実施自体に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの		
			14	上記以外のもの(調査・工事及び維持管理に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等)		
		第三者賠償リスク	15	調査、設計、工事、運営段階において第三者に及ぼした損害に関するもの		
経済リスク	資金調達リスク	16	建設に必要な資金の一部の確保(町基金)			
		17	事業に必要な資金の確保			
	物価変動リスク	18	設計・建設段階の物価変動			
		19	維持管理・運営段階の物価変動			
	金利変動リスク	20	設計・建設段階の金利変動			
		21	維持管理・運営段階の金利変動			
債務不履行リスク	選定事業者の責めによるもの	22	選定事業者の事業放棄・破綻によるもの、選定事業者が提供するサービスが定められた条件を満たさない場合等			
	公共の責めによるもの	23	町の債務不履行、当該サービスが不要となった場合等			
不可抗力リスク	24	戦争、風水害、地震、第三者の行為その他自然的または人為的な現象のうち通常の見込まれる範囲外のもの				

リスクの種類	No.	リスク内容	分担者	
			町	選定事業者

計画設計段階

計画リスク	25	施設要求水準書の条件提示、提示の不備、変更に関するもの		
	26	選定事業者の提案内容、提示、判断の不備によるもの		
発注者責任リスク	27	選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		
工事に関する申請リスク	28	町が申請すべきもの		
	29	選定事業者が申請すべきもの		
	30	不可抗力により期日までに申請が完了しない場合		

建設段階

建設リスク	設計リスク	31	町の提示条件や指示の不備・変更によるもの		
		32	上記以外のもの		
	工事遅延リスク	33	町からの設計変更などによる費用超過、建設遅延によるもの		
		34	選定事業者の責めによる費用超過、建設遅延によるもの		
		35	システム、設備、備品等の納品遅延に起因するもの		
		36	不可抗力により契約期日までに施設整備が完了しない場合		
	工事監理リスク	37	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		
	工事費増大リスク	38	町の指示に起因する工事費の増大		
		39	選定事業者の責めによる工事費の増大		
		40	不可抗力による工事費の増大		
	性能リスク	41	要求仕様不適合		

維持管理・運営段階

支払遅延・不能リスク	42	町の支払遅延・不能に関するもの		
利用者支払遅延・滞納リスク	43	利用者が使用料を期限内に納めないことによる収入の減少		
利用者対応リスク	44	町の政策に関する加入者からの苦情に関するもの		
	45	上記以外の加入者からの苦情に関するもの(申込時の苦情も含む)		
計画変更リスク	46	町の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの		
性能リスク	47	要求仕様不適合(施工不良を含む)		
施設瑕疵リスク	48	事業期間中に施設・設備に瑕疵が見つかった場合		
施設損傷リスク	49	不可抗力を除く事故・災害による施設・設備の損傷		
修理リスク	50	移行期間中の既存施設・設備の著しい機能低下に関する修理		
	51	既存の音声告知機器および端末に関する修理		
	52	上記以外の修理費の負担		
維持管理・運営コストリスク	53	物価・金利変動によるものは除く維持管理・運営費の増大		
区域外再送信リスク	54	区域外再送信の同意に関するもの		
利用者増減リスク	55	加入者の増加による運営費の増大、加入者の減少による収入の減少		
音声告知機交換リスク	56	既存の音声告知機の性能低下による交換にともなう費用		

終了時

移管手続きリスク (選定事業者がSPCの場合)	57	事業期間の終了に伴う、事業会社の清算に伴う評価損益等		
-----------------------------	----	----------------------------	--	--

別紙 3 サービス対価の支払いについて

1. サービス対価の対象

町は本事業のうち事業 A にかかる費用をサービス対価として支払う。

事業区分	事業内容
事業 A	<ul style="list-style-type: none"> 音声告知放送、地域公共ネットワークを提供するために必要となる 施設 の設計・建設、完成した施設・設備の維持管理、 運営業務。 完成後の不要伝送路の撤去。

2. サービス対価の算出方法

下表において、「事業区分」が A に該当する費目に「A の割合」を乗じた額を事業 A に
係る費用と見なす。なお、「事業区分」が A,B とともに該当する費目の「事業 A の割合」に
ついては、費目ごとに事業者が提案することとする。

業務費	費目	事業区分	事業 A の割合
設計・建設費 (撤去費含む)	FTTH もしくは HFC (FTTC)	A,B	事業者提案
	イントラネット整備	A	100.0%
	音声告知	A	100.0%
	サブセンター施設	A,B	事業者提案
	民間 CATV 局内	B	0.0%
	撤去工事	A	100.0%
	ヘッドエンド整備費用	B	0.0%
	インターネット接続工事費	B	0.0%
	有料番組放送初期費用	B	0.0%
	調査・設計費・申請費用	A,B	事業者提案
維持管理・運営 費	維持管理費	A,B	事業者提案
	<ul style="list-style-type: none"> 保守メンテナンス費 電気料費 各種使用料 その他維持管理業務に必要な 費用 		
	運営費	A,B	事業者提案
	その他の費用	A,B	事業者提案
	<ul style="list-style-type: none"> 公租公課・保険料等（上記に 含まれない費用） 		

3. サービス対価の構成

サービス対価は、以下のとおり構成される。

区 分	内 容
設計・建設費（撤去費含む）相当額	事業 A に係る設計・建設費（撤去費含む）相当
維持管理・運営費相当額	事業 A に係る維持管理費
	事業 A に係る運営費
	事業 A に係るその他の費用

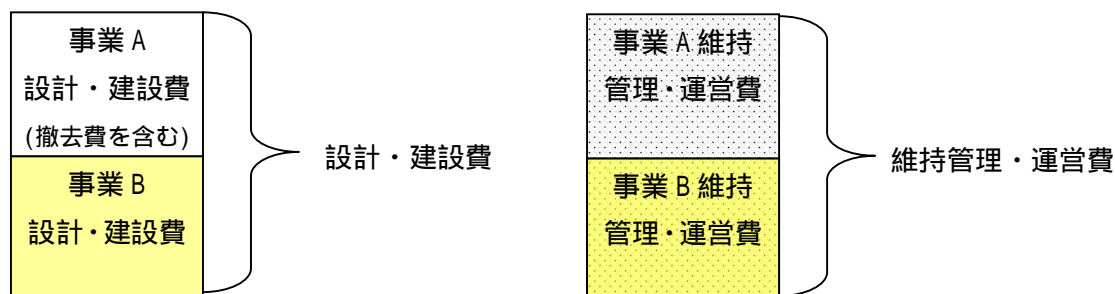
4. サービス対価の支払方法

区 分	支払方法
設計・建設費（撤去費含む）相当額	<ul style="list-style-type: none"> FTTH 方式による整備の場合 230 百万円を上限に、HFC（FTTC）方式による整備の場合 180 百万円を上限に町より一括支払。それを越える分は、維持管理・運営期間にわたり均等に支払う。 町が一括で支払う金額は、事業者が提案する設計・建設業務の内容とサービス対価として提案する金額の妥当性を町が確認したうえで決定する。 一括で支払う部分については、建設工事及び撤去工事終了後にその費用を工事終了確認後、それぞれ支払うものとする。
維持管理・運営費相当額	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運営期間にわたり割賦払い。 支払は、平成 23 年 4 月を第 1 回とし、平成 32 年 10 月を最終回とする年 2 回、全 20 回にわたり均等に支払うものとする。

（イメージ図）

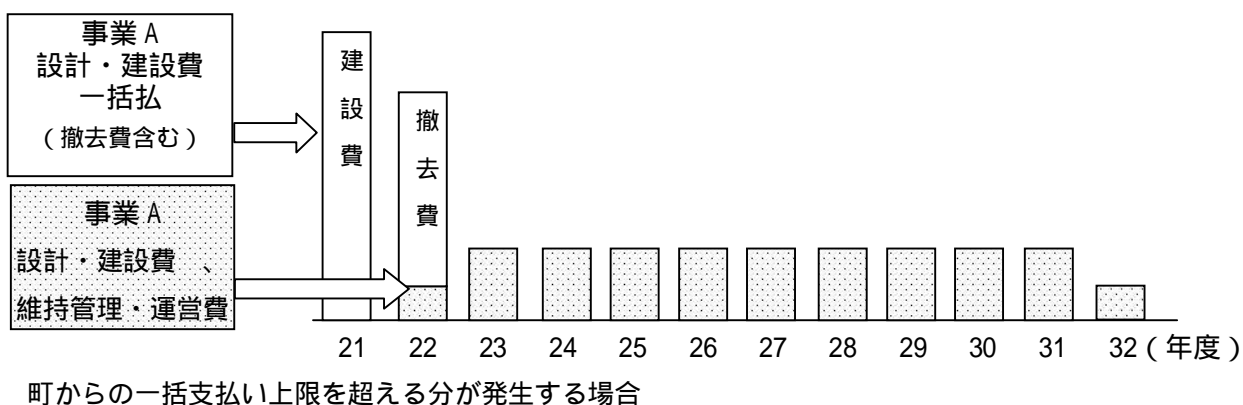
事業費の構成

- 事業費は、「設計・建設費」、「維持管理・運営費」より構成される。各費用は事業 A と B に分かれる。なお、移行期間中に発生する維持管理・運営費は事業者の負担とする。



サービス対価の支払方法

- ・事業費のうち、事業 A に関する費用について、上限 230 百万円（FTTH 方式の場合）もしくは上限 180 百万円（HFC 方式の場合）までの「設計・建設費（撤去費含む）」は一括支払、「維持管理・運営費」は毎年一定の額を事業期間にわたり均等に支払う。



5. 支払手順

(1) サービス対価の額の確定

町は、施設等の状態、維持管理・運營業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていない場合には、別紙 4 に定める減額措置を行った上で、又、「(3) 物価変動に伴うサービス対価の改定方法」に定める改定等を行った上で、サービス対価の額を確定する。

なお、モニタリングの結果、要求水準の未達によりサービス対価が減額される場合には、減額後のサービス対価の算定は、物価変動に伴うサービス対価の改定を行った後の額に減額率等を乗じて算出されるものとする。

(2) 支払手続

町は、事業者の作成するモニタリング業務報告書や町のモニタリングの結果により、事業者の業務実施状況が要求水準を満たしていないと判断し、サービス対価を減額する場合または減額ポイントを加算する場合には、期間内にその旨を事業者に対して通知する。

町は毎月の減額金額を 6 ヶ月間合計し、当該 6 ヶ月間終了後期間内にサービス対価減額金額及び減額後のサービス対価の支払額を事業者に通知する。事業者は、支払額の通知を受領後速やかに町に請求書を送付し、町は請求を受けた日から 30 日以内にサービス対価を支払う。

(3) 物価変動に伴うサービス対価の改定方法

事業期間中の物価変動に対応してサービス対価を改定する。

1) 対象となるサービス対価

維持管理費・運営費相当額

2) 改定方法

毎年、町は下表に示す指標が公表される 2 月下旬から 4 月 1 日までにこれを確認し、
前回改訂時と比べ変動率が 3% を超えた場合に改定する。

改定後の額は、同年度の第 1 期支払となる 10 月 1 日以降のサービス対価から適用する。
なお、改定率に少数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

費 目	変動率に使用する指標
維持管理・運営費相当額	「企業向けサービス価格指標」：総平均（物価指数月報・日銀調査統計局）の年平均

3) 計算方法

変動率、改定率、今年度のサービス対価を次式より計算する。

変動率	$(\text{前年度の指数}/\text{前回改訂時の指数}^*) - 1 > 3\%$
改定率	$(\text{前年度の指数}/\text{前回改訂時の指数}^*)$
今年度のサービス対価	前年度サービス対価 × 改定率

* 前回改訂時の指数とは、初めての改定が未だ実施されていない場合は平成 20 年度の指数、初めての改定が実施されて以降は、直近の改定年度における前年度の指数を指す。

(例)

提案時の各期のサービス対価が 500 万円とした場合

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
指数	100	100.5	110	110.2	100	99
変動率			$(100.5/100) - 1$ 3%以下 改定無	$(110/100) - 1$ 3%超 改定あり	$(110.2/110) - 1$ 3%以下 改定無	$(100/110) - 1$ 3%以上 改定あり
サービス対価			500 万円	500 万 × $110/100$ = 550 万円	550 万円	550 万 × $100/110$ = 500 万円

指数については仮の数値

- ・平成 23 年度のサービス対価は、変動率が基準に満たないため改定はなし。
- ・平成 24 年度のサービス対価は、変動率が基準を超えたため、前年度のサービス対価に改定率を乗じて、サービス対価を改定する。
- ・平成 25 年度のサービス対価は、変動率が基準に満たないため改定はなし。
- ・平成 26 年度のサービス対価は、変動率が基準を超えたため、前年度のサービス対価に改定率を乗じて、サービス対価を改定する。

別紙 4 モニタリングおよびサービス対価の減額について

1. モニタリングの基本的考え方

身延町(以下、「町」という。)は、移行期間および維持管理・運営業務の各段階において、業務が適正に行われているかを確認するためモニタリングを行う。

移行期間中に実施する業務については、モニタリングにより、要求水準が達成されていない、または達成されない恐れがあると判断された場合に、改善勧告等の措置を行う。

維持管理・運営業務については、モニタリングにより、要求水準が達成されていない、又は達成されない恐れがあると判断された場合には、事業 A、B とともに改善勧告等の措置を行う。また事業 A については、サービス対価の減額を行うことがある。

2. モニタリングの対象および減額の対象となるサービス対価

モニタリングの対象となる業務及び、減額となるサービス対価を下表に示す。

対象業務	減額の対象となるサービス対価	
移行期間中の維持管理・運営業務	なし(但し業務改善勧告を行う)	
供用開始後の維持管理・運営業務	事業 A	維持管理・運営費相当額
	事業 B	特になし(但し業務改善勧告を行う)

3. モニタリングの方法

(1) 選定事業者による業務報告書の提出

選定事業者(以下、「事業者」という。)は、自己の費用負担において、以下の業務報告書を作成し、町に速やかに提出する。業務報告書は、設計・建設業務要求水準書、維持管理・運営業務要求水準書および事業者の提案書に基づいて事業者が作成し、町の承認を得ること。

業務月報

業務年報

(2) 町による業務報告書の確認

町は、自己の費用負担において、事業者から提出された業務報告書に基づき、月次モニタリングを行い事業の実施状況を確認する。また必要に応じ随時モニタリング、利用者アンケートを実施する。

月次モニタリング	町は、事業者が提出する業務月報を確認するほか、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求、利用者からのクレーム件数およびこれに対する事業者の対応方法の確認等を行い、業務実施状況を確認する。
随時モニタリング	町は必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求、利用者からのクレーム件数およびこれに対する事業者の対応方法の確認等を行い、業務実施状況を確認する。
利用者アンケート	町は必要に応じて、利用者等へのアンケート、ヒアリング等を行い、業務実施状況を確認する。

(3) 業務の要求水準未達成が確認された場合の措置

町は、モニタリングの結果、サービスの対価の対象部分の業務が維持管理・運営業務要求水準書を満たさないと判断した場合、以下の措置を講ずる。

町は町及び事業者から構成される関係者協議会において、要求水準未達成であることを確認する。

町は事業者に改善措置をとることを通告し、事業者に、改善計画書の提出を求める。

町及び事業者から構成される関係者協議会において、事業者から提出された改善計画書の妥当性を検討し、合意のもと、事業者はその改善計画書を実行する。

町はモニタリングにより、事業者が改善計画書に従った改善措置を講じて、要求水準が達成されているか判断する。

事業Aについて、町はモニタリングの結果、改善計画書に従った改善措置が認められないと判断した場合、維持管理・運営費相当額の減額を行う。

(4) 町によるモニタリング実施計画の作成

町は、次に定める項目を含むモニタリング実施計画書を作成し、それに基づきモニタリングを実施するものとする。

モニタリング組織

モニタリング時期

モニタリング手続き

モニタリング項目

4. 減額等の措置を講ずる事態

(1) 減額等の対象となる場合

事業 A に係る業務について、減額等の対象となる場合は、以下に示す事態 1、事態 2 の状態と同等のものをいう。

事態 1	悪質な業務怠慢 相当な時間にわたり、正常なサービスが提供されていない場合
事態 2	業務怠慢 正常なサービスが提供されていない場合

各業務における、事態 1 の状態とは以下の程度を想定している。

業務名等	事態の想定例
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 故意に町との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通） ・ 虚偽の報告 ・ 業務の放棄 ・ 不法行為 ・ 同一の業務において業務改善の要求を複数回受ける
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検の未実施 ・ 不具合・故障等の放置
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間にわたり音声告知放送ができない。 ・ 地域公共ネットワークが長時間つながらない。

各業務における、事態 2 の状態については、維持管理・運営業務開始までに町が設定する。

2) 減額のポイント

事態 1、2 について、以下の方法に従い減額ポイントを加算する。

事態 1	各項目について 20 ポイント
事態 2	各項目について 2 ポイント

減額ポイントの加算について

- ・ 上記の状況が継続的に発生する場合は、発生毎に減額ポイントを加算する
- ・ 事態 2 について、指摘された業務について速やかに対応し改善された場合はポイントは加算しない。

3) 減額のポイントを加算しない場合

以下に該当する場合は、減額のポイントを加算しない。

- ・ やむを得ない事由による場合で、かつ事前に町に連絡があった場合
- ・ 事業者の責めに帰さない事由による場合

4) 減額のポイントのサービス対価への反映

町は、モニタリングを行った結果、事業者に減額ポイントがある場合には、月毎に事業者に減額ポイントを通知する。サービス対価の支払いに際しては、6ヶ月分の減額ポイントの合計を計算し、下表にしたがって維持管理・運営費相当額の減額割合を定め、これを事業者に通知する。

6ヶ月の減額ポイントの合計	減額割合
100以上	100%減額
50～99	1ポイントにつき0.9%減額 (45%～89.1%)
30～49	1ポイントにつき0.6%減額 (18%～29.4%)
10～29	1ポイントにつき0.3%減額 (3%～8.7%)
9以下	0% (減額なし)

5. 契約解除等

町は、業務改善の要求を行ったにもかかわらず事業者による業務改善計画の提出や復旧措置等が行われず、今後も改善の見込みがないと判断した場合、選定事業者がSPCである場合には、当該業務担当企業の変更を要求することができる。なお、この委託に要する費用は、事業者の負担とする。

また、選定事業者がSPCであるか否かに関わらず、今後の改善の見込みがなく、本事業自体が継続できないと判断した場合、町は契約を解除することができる。